

養育費確保を サポートします



養育費について取り決めをしておくことはお子様の生活や将来のために大切なことです。取り決める際には、養育費が支払われない場合に強制執行を利用することができるよう、公正証書等の公的書類を作成しておくことが大切です。

養育費確保サポート事業一覧

(事業実施期間：令和3年11月1日～令和4年3月31日)

対象者：宇部市に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方

1. 弁護士による法律相談

宇部法律相談センター等で、養育費にかかわる相談に無料で応じます。

2. 公正証書、調停・審判申立、強制執行申立費用の補助

公証人手数料および調停・審判申立に係る費用を補助します。
弁護士、司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用を補助します。
※費用補助は令和4年2月申請分までとなります。

3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談をされる際に、支援員が同行します。

事業の詳細は裏面をご覧ください。

取り決めや手続き、その後の生活についても、一緒に考えていきましょう。
まずはお電話ください。 ※離婚前からご相談いただけます。

宇部市の養育費確保サポート事業

令和3年度 法務省養育費不払い解消調査研究事業

宇部市では、ひとり親家庭などの相談支援を専門に行う母子・父子自立支援員を配置しています。離婚に関することやその後の生活・就労に関することなど、様々なご相談をお受けして、一人ひとりに必要な支援のご提案をさせていただきます。

1. 弁護士による法律相談

養育費にかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談が無料で受けられます。※事前予約が必要です。

- 日時/場所：毎週火曜日 午後4:30～午後7:00 / 宇部法律相談センター（宇部市常盤町一丁目2番5号）
毎月第4金曜日 午後1:30～午後3:30 / 宇部市役所1階 相談室
- 相談時間：1回30分

2-1. 公正証書、調停・審判申立費用の補助

(1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和4年2月28日までに養育費に関する公正証書等を作成された方。

(2) 補助対象

- ①公正証書の取り決めに係る公証人手数料
- ②家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料

- 必要書類：①請求書（市様式） ②補助対象の領収書
③公正証書を作成したこと、または調停・審判を申立てたことを証明する書類の写し
④その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和4年2月28日（月）までに子育て支援課窓口へ提出

2-2. 強制執行申立費用の補助

(1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和4年2月28日までに養育費の強制執行申立をされた方。

養育費の取り決めについて、一定の公的書類（債務名義）*を既にお持ちの方。

（*公正証書/強制執行認諾条項付または、調停調書・審判書・判決）

(2) 補助対象

- ①強制執行申立にかかわる諸問題について、弁護士、司法書士による相談および文書作成料
- ②第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続きの申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、資格証明書取得費用（代表者事項証明書）など
- ③強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、必要書類取得費用

- 必要書類：①請求書（市様式） ②補助対象の領収書 ③補助対象の申立書等の写し
④その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和4年2月28日（月）までに子育て支援課窓口へ提出

3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談等をされる際に支援員が同行します。※事前予約が必要です。

- 日程：月曜日～金曜日
- 時間：午前9:00～午後4:00
- 同行先：山口家庭裁判所宇部支部・宇部法律相談センター他